清泉女子大学 情報セキュリティポリシー

1. （基本方針）

清泉女子大学（以下「本学」という）が、建学の精神であるキリスト教ヒューマニズムに基づいた教育・研究活動を円滑に行い、広く社会に貢献するためには、情報システムの整備と情報セキュリティの確保が必要不可欠である。

このため、本学においては情報セキュリティポリシー（以下「本ポリシー」という）によって情報システムの運用および管理について必要な事項を定め、本学の保有する情報の保護と活用および適切な情報セキュリティ対策を図るものとする。

本ポリシーが目指すものは、次のとおりである。

(1) 本学の情報セキュリティに対する侵害の阻止
(2) 学内外の情報セキュリティを侵害する行為の抑止
(3) 情報資産の分類と管理
(4) 情報セキュリティ侵害の早期検出と迅速な対応の実現
(5) 情報セキュリティの評価と更新

2. （対象範囲および対象者）

本ポリシーの対象範囲は、本学の管理するすべての情報資産である。情報資産には、本学が所有する、もしくは本学のネットワークに接続する情報システム、情報システム内部に記録された情報、またその情報を書き出した書面や記録媒体を含む。本学以外に保管される情報資産であっても、本学保有の情報資産として認められるものは対象となる。

本ポリシーは、本学の情報資産を利用する教職員、学生、委託業者、来学者等など、利用を許可されたすべての者を対象とする。

3. （実施方法）

本学には、対象者が本ポリシーを理解し、実施できるように教育、指導する責任がある。本ポリシーを実施するための対策基準、実施手順は、別途定めるものとする。

4. （組織・体制）

4.1. （全学統括責任者）

情報セキュリティを組織的に管理運用する体制を確立するために、全学統括責任者を置く。全学統括責任者は、全学の情報セキュリティに関する統括的な意思決定及び学内外に対する責任を負う。

全学統括責任者は、学長とする。

4.2. （全学実施責任者）

対象者に本ポリシーの内容を周知徹底し、情報セキュリティを長期的に維持するために、全学実施責任者を置く。全学実施責任者は、全学の情報システムを管理する者で、全学統括責任者の指示により情報セキュリティに関する権限や責任を定め、また、十分な教育及び啓発が行われるよう必要な対策を講

じる。

全学実施責任者は情報環境センター長とする。

5. （対象者の義務）

すべての対象者は、本ポリシーを遵守しなければならない。さらに、全学実施責任者からセキュリティ維持管理のために協力を依頼された場合には従わなければならない。また、情報セキュリティに関する事故やシステム上の障害を発見した場合には、全学統括責任者または全学実施責任者に直ちに報告しなければならない。

6. （法令等の遵守および違反への罰則）

情報資産の取り扱いに関しては法令及び規制等についても遵守する必要がある。本ポリシーならびに本ポリシーに基づく対策基準、実施手順に対する違反があった場合の罰則については、別に定める。

7. （本ポリシーの評価と更新）

本ポリシーに基づく情報セキュリティ対策については、その実効性を定期的に評価し、改善が必要と認められた場合は、速やかに更新する。

以上